

熊本県警察ヘリポートの管理及び使用に関する訓令

平成9年4月1日

本部訓令甲第7号

〔沿革〕平成11年3月本部訓令甲第11号改正

（目的）

第1条 この訓令は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第47条第1項の規定に基づき、熊本県警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の管理及び使用について必要な事項を定め、これを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運航の安全を確保することを目的とする。

（ヘリポートの範囲）

第2条 ヘリポートの範囲は、着陸帯及びこれに附属する施設とする。

（管理責任者）

第3条 ヘリポートに管理責任者を置き、生活安全部地域課長をもって充てる。

2 管理責任者は、熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行い、ヘリポートを航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第92条の保安上の基準に適合するよう管理しなければならない。

- (1) ヘリポートの保全に関すること。
- (2) ヘリポートの秩序の維持に関すること。
- (3) ヘリポートの使用の許可及び禁止に関すること。
- (4) ヘリポートにおける航空機の離着陸の安全の確保に関すること。
- (5) その他ヘリポートの管理及び使用に関すること。

（ヘリポートの運用）

第4条 ヘリポートの運用時間は、日出から日没までとする。

2 管理責任者は、ヘリポートの運用に際しては、ヘリポートの点検及び清掃を行わなければならない。

（ヘリポートの使用）

第5条 ヘリポートは、航空機の使用のみに供するものとする。

2 ヘリポートを使用できる航空機の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察用航空機
- (2) 警察業務と関連する業務を行う前号以外の国及び地方公共団体の機関の航空機
- (3) その他やむを得ない理由から警察本部長が使用を認めた航空機

3 ヘリポートを使用できる航空機の諸元は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の投影面の長さが17.5メートル以内
- (2) 航空機の投影面の幅が14.1メートル以内
- (3) 全備重量が6.5トン以内

4 熊本県警察用航空機の機長は、ヘリポートを使用する場合は、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。

5 熊本県警察用航空機以外の航空機のヘリポートの使用については、あらかじめ警察本部長の許可を受けて行わせなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 ヘリポートを使用する者は、法第53条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 航空機の搭乗者の乗降及び荷物の積卸しは、着陸帯で行うこと。

(2) 航空機の給油及び排油は行わないこと。

(3) 航空機の後部には回らないこと。

(4) 脱落防止施設には立ち入らないこと。

(5) 第9条に規定する監視員の指示に従うこと。

(機長の遵守事項)

第7条 機長は、ヘリポートにおける離着陸に際しては、運輸省大阪航空局熊本空港事務所の航空管制官と交信し、熊本空港において離着陸する飛行機の運航をさまたげないよう必要な情報を得なければならない。

(ヘリポートの使用禁止)

第8条 次に掲げる場合は、ヘリポートの使用を禁止するものとする。

(1) 天災その他の原因のため、ヘリポートが損壊したとき。

(2) 強風、大雨、雷等気象状態が悪いとき。

(3) 積雪、凍結等ヘリポートの状態が悪いとき。

(4) 大規模な修理、改造等ヘリポートの工事を行うとき。

(5) その他管理責任者が、ヘリポートの使用に危険があると認めたととき。

2 管理責任者は、前項第1号の規定に基づき、ヘリポートの使用を禁止した場合は、その旨を運輸省の大阪航空局長及び熊本空港事務所長に通報するとともに、速やかに復旧のための措置を執るものとする。

(監視員)

第9条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の離着陸の安全を確保する者(以下「監視員」という。)を指定し、必要により教養しなければならない。

2 管理責任者は、航空機がヘリポートにおいて離着陸する場合は、監視員2人を配置しなければならない。

3 監視員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 航空機の離着陸前後におけるヘリポートの点検及び清掃に関すること。

(2) ヘリポートにおける航空機の離着陸の誘導に関すること。

(3) ヘリポートにおける航空機の搭乗者の乗降及び荷物の積卸しの安全の確保に関すること。

(4) ヘリポートにおける航空機の火災、その他の事故が発生した場合の初動措置に関

すること。

(5) その他ヘリポートにおける航空機の離着陸の安全の確保に関すること。

(事故の措置)

第10条 監視員は、ヘリポートにおいて航空機の火災その他の事故が発生した場合は、直ちに人命の救助、消火作業等の初動措置を執るとともに、管理責任者にその旨を報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちにヘリポートに応援の人員を派遣する一方、別表第1により警察本部長に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。

(訓練の実施)

第11条 管理責任者は、毎年1回以上、ヘリポートにおける事故を想定した訓練を行わなければならない。

(消火設備及び救難設備)

第12条 規則第92条第6号に規定する消火設備及び救難設備は、別表第2のとおりとする。

(飛行場業務日誌)

第13条 規則第92条第9号に規定する飛行場業務日誌は、別記様式のとおりとする。

(代行)

第14条 管理責任者は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条に規定する県の休日においては、第4条第2項に規定するヘリポートの点検及び清掃並びに前条に規定する飛行場業務日誌の記録を本部総合当直の当直主任に代行させることができるものとする。

附 則

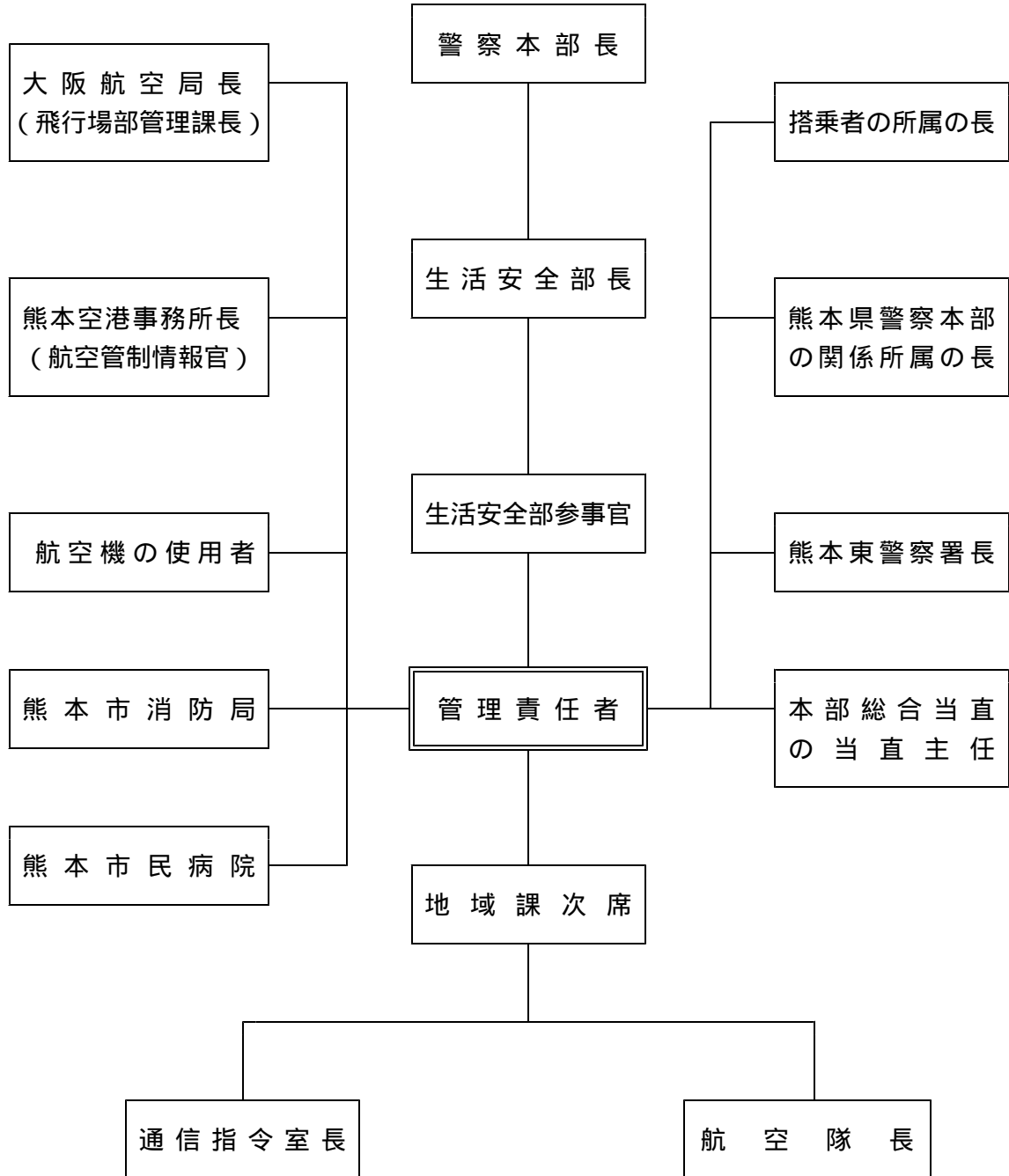
この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

緊急連絡系統図



別表第2（第12条関係）

消火設備及び救護設備一覧表

1 消火設備

区 分	種 類	内 容
主 要 設 備	移動式の泡消火設備	○ 水成膜泡消火薬剤 300リットル
		○ 水 67,000リットル
		○ 放射量 毎分500リットル
補 助 設 備	消火器	○ 粉末消火剤 60キログラム

2 救護設備

機 材 名	数 量	内 容
斧	1丁	長さが60センチメートル以上
金挽のこ	1本	予備の歯6枚を備付け
ナイフ	1本	鞘付きで、航空機の座席ベルトが切断可能
カッター	1本	長さが60センチメートル以上で、航空機のボルト類が切断可能
フック	1本	長さが90センチメートル以上
鉄てこ	1本	長さが105センチメートル以上
レンチ	1本	先端部が調整可能
プライヤー	2本	大小2種類
ドライバー	6本	それぞれが異なる種類
スパナ	6本	それぞれが異なる種類
救命索	1本	長さが500センチメートル以上で、直径が5センチメートル以上
手袋	2双	耐火性
毛布	1枚	耐火性